

新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者の皆さまへ 事業継続支援金(第2弾)を支給します!

【ふあいと つくみ】

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業に影響を受け売上減少している小規模事業者の方を対象に、**事業全般に使える返済不要な支援金**が支給されます。この支援金は、用途の制限はありません。

支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月～令和3年2月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。

※なお、前年同月との比較ができない場合は、令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上が、その基準月を含めた3か月間の平均売上高と比較して20%以上減少していること。

支給金額

上記の売上減少率に応じて支給金額が異なります。

20%以上
35%未満の場合

⇒ **10万円**

35%以上
50%未満の場合

⇒ **15万円**

50%以上の場合

⇒ **20万円**

支給対象

下記の①～⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)で、下表の業種の事業を営んでいること※役員・パート社員を除く。

【総務省】日本標準産業分類(平成25年10月改定)

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業(中分類43～48) I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業(中分類73～74 ※広告業、技術サービス業) M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業(中分類82 ※学習塾など) P 医療、福祉(小分類834～836 ※助産、療術、医療サービスなど) Q 複合サービス業(小分類872 ※事業協同組合) R サービス業(中分類88～92 ※廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など)

②令和2年12月1日以前から市内において開業し、事業を営んでいること

③今後も事業を継続する意思があること

④市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員等でない・密接な関係でないこと

※支給対象要件についてご不明な点がある場合はお気軽にお問合せください。

申請方法

I. 市に、下記の書類を提出してください。 (郵送可)

- ① 交付申請書兼誓約書 (第1号様式)
- ② 計算書 (第2号様式)
- ③ 計算書に記入した売上を確認できる資料
(例: 試算表、売上台帳・・・など)
- ④ 交付請求書 (第4号様式)

※ 支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。
第1弾の支給を受けた方についても、改めて申請いただけます。

※ ①②④の様式については、津久見市ホームページ上および
津久見市役所 (2階) 商工観光・定住推進課内に準備しています。

※ 申請書類を市役所に持参された場合には、受取のみ行います。
修正等があった場合にご連絡を差し上げますので、日中に連絡が
つくご連絡先の記入をお忘れのないよう、お願いいたします。

II. 指定された口座に支援金が振り込まれます。

※ 振り込みが完了するまで数週間かかる場合があります。

申請期限 令和3年6月13日 (月) ※再延長しました

提出先・お問い合わせ先

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435

津久見市宮本町20番15号

TEL: 0972-82-9542

FAX: 0972-82-9520

